

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(VI-3-1))

施策目標名	子ども及び子育て家庭を支援すること(施策目標VI-3-1)							
施策の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童手当制度については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が、衆議院における一部修正の上、平成24年3月に成立し、同年4月1日より新しい児童手当制度が施行された。これにより、所得制限額(例:夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円)未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円の児童手当を支給し、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として、当分の間、児童1人当たり月額5千円を支給(所得制限は24年6月分から適用)。また、給付にかかる費用については、国と地方は、2対1の負担割合で負担。事業主は、被用者(所得制限内)3歳未満の15分の7を負担し、公務員は全額所属庁が負担としている。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入(全部) [平成25年度予算:1,258,205百万円] 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定 (項)子どものための金銭の給付交付金(全部) [平成25年度予算:1,431,099百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-	1,458,515,433	1,431,098,624	1,417,775,800
		補正予算(b)	-	-	-	32,828,839	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	0	0	
		合計(a+b+c)	-	-	-	1,491,344,272	1,431,098,624	1,417,775,800
	執行額(千円、d)		-	-	-	1,491,268,560		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	99.99%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-		-			

測定指標	指標1 (児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合(サンプル調査))	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	-	-	-	-	93.7%	95%
年度ごとの目標値			-	-	-	-	95%	

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 児童手当について URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/index.html						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	児童手当管理室長 小宅栄作	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	---------------	----------	---------